

# 「インターKX 法人税」(Ver.H24.1)

## 平成 24 年度税制改正対応版のご案内

平素、弊社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。  
 標記の件につきましてご案内申し上げます。  
 よろしくご査収のほどお願いいたします。  
 なお、当内容は、予告なく変更されることがあります。  
 あらかじめご了承ください。

**発売予定日**

2012年5月下旬リリース予定

**バージョンアップ対象**

Ver.H23.1 以降

電子申告更新用プログラム  
 (Ver.H24.1.e1) は、  
 2012年6月リリース予定

### 改正内容

#### 主な税制改正内容

法人税システムに関係する平成23年12月2日に公布・施行された平成23年度税制改正および平成24年税制改正の主な内容は、次のとおりです。

内容	例えば	適用時期								
①法人税率の引き下げ ただし、3年間は②の復興特別法人税を加算	改正前 30%→改正後 <b>25.5%</b> 改正前 18%→改正後 <b>15%</b>	平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用								
②復興特別法人税の創設 中小法人にも加算されます。	基準法人税額× <b>10%</b> を加算	平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に適用								
③繰越欠損金の繰越限度額が <b>80%に制限</b> 中小法人等については、100%のままです。	繰越控除前の所得金額の <b>80%</b> に制限 前年欠損金△200万、当期所得金額 100万の場合、改正前 100万控除可能→改正後 80万 (100万×80%) まで	平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用								
④青色欠損金の繰越期間の <b>延長</b>	改正前 7 年間→改正後 <b>9年間</b> に延長	平成 20 年 4 月 1 日以後に終了した事業年度に生じた欠損金額について適用								
⑤減価償却の <b>200%定率法</b> 経過措置もあります。	定率法の償却率の変更 「250%定率法」 →「 <b>200%定率法</b> 」に変更	原則では、平成 24 年 4 月 1 日以後に取得する資産から適用								
⑥一般寄附金の損金算入限度額の引き下げ 特定公益増進法人等に対する寄附金は損は損金算入限度額が拡充されています。	$\left\{ \frac{\text{期末資本金等}}{\text{の額}} \times \frac{2.5}{1,000} \right\} + \left\{ \frac{\text{所得の金額}}{100} \times \frac{2.5}{100} \right\} \times \frac{1}{2} \rightarrow \times \frac{1}{4}$	平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用								
⑦貸倒引当金制度の見直し	中小法人および金融機関等を除き、貸倒引当金制度が 4 年間で段階的に廃止	<table border="1"> <thead> <tr> <th>経過措置年度</th> <th>損金算入限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日開始事業年度</td> <td>現行制度の <b>3/4</b></td> </tr> <tr> <td>平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日開始事業年度</td> <td>現行制度の <b>2/4</b></td> </tr> <tr> <td>平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日開始事業年度</td> <td>現行制度の <b>1/4</b></td> </tr> </tbody> </table>	経過措置年度	損金算入限度額	平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日開始事業年度	現行制度の <b>3/4</b>	平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日開始事業年度	現行制度の <b>2/4</b>	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日開始事業年度	現行制度の <b>1/4</b>
経過措置年度	損金算入限度額									
平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日開始事業年度	現行制度の <b>3/4</b>									
平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日開始事業年度	現行制度の <b>2/4</b>									
平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日開始事業年度	現行制度の <b>1/4</b>									
⑧適用期限の <b>2年延長</b>	①中小企業投資促進税制 ②中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 ③試験研究費の増加額に係る税額控除(増加型)又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除(高水準型)を選択適用できる制度 ④交際費等の損金不算入制度 ⑤交際費等の損金不算入制度における中小法人に係る損金算入の特例 ⑥使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例 ⑦中小企業者等以外の法人の欠損金繰戻しによる還付制度の不適用措置									

# 税制改正内容 参考資料

## <平成24年度/税制改正の概要>

タビスランドに改正内容を公開しています。参考してください → [平成24年度/税制改正の概要](#)  
国税庁ホームページで今回の改正内容に関連した内容について公開しています。参考してください。

- [平成23年度 法人税関係法令の改正の概要](#)
- [復興特別法人税のあらまし](#)
- [法人の減価償却制度の改正に関するQ & A](#) (PDF資料)

## <減価償却の200%定率法>

エプソン減価償却応援は、200%定率法の計算に対応したVer.14をリリースしています。減価償却システムと連動することで、別表十六や別表四の超過額等の計算、作成が便利です。参考してください。

- [200%定率法対応 \(Ver.14\) について](#) (PDF資料)

## 税制改正の対応内容 (予定)

税制改正に伴うシステムの入力画面、計算、印刷フォームを変更します。

- ・変更となる別表は、以下のとおりです。平成24年4月1日以後開始事業年度で税率等を変更します。
- また、別表六、別表十関係は、別表番号が変更されています。(新別表番号で記載)

別表一(一)、(二)、(三)	別表三(一)	別表三(四)	別表四	別表五(一)
別表五(二)	別表六(一)	別表六(二)	別表六(三)	別表六(三)付表一
別表六(四)	別表六(六)	別表六(七)	別表六(八)	別表六(十)
別表六(十一)	別表六(十二)	別表六(十三)	別表六(十七)	別表六(二十)
別表七(一)	別表十(六)	別表十(七)	別表十一(一)	別表十一(一の二)
別表十四(二)	別表十六(二)	別表十八	適用額明細書	第六号様式別表五
第六号様式別表五の二の三		第二十号様式	その他、管理帳票等も変更します。	

- ・追加予定の帳票は、次の帳票です。

別表六(二十一)	リース特別控除戻戻税額に関する明細書
----------	--------------------

- ・平成23年6月29日以前終了事業年度対象別表(旧様式)を削除します。
- ・震災損失の繰戻しによる還付請求書、繰戻対象震災損失金額に関する明細書(付表)を削除します。
- ・復興特別法人税の創設に伴い、別表一、別表二、別表三が追加されましたが、平成24年4月1日以後開始事業年度から適用のため、今回は未対応とさせていただきます。次回(Ver.H24.20)にて対応する予定です。
- ・その他、機能改善もいくつか予定しています。(関連帳票 Excel ファイル提供:「特別償却の付表(震四)」の追加など)

## ⚠ データの互換性について

- ・法人税システム(インターKX法人税・法人税顧問)では、同じバージョン同士でのみ互換性があります。
- ・連動可能な減価償却システムのバージョンは以下のとおりです。  
減価償却システム Ver.14.0以降



保守サービス契約には以下の**特典**があります。  
まだご加入いただけていないお客様は、ぜひご加入をご検討ください。

### ポイント1

**安心電話サポート**  
システムの操作に関する不明点をお問い合わせいただけます。

### ポイント2

**法改正・機能アップ製品の無償提供**  
法改正・機能アップ等に伴うバージョンアップ版を無償でご提供いただけます。

### ポイント3

**原本ディスクの破損交換サービス**  
原本ディスクが破損してしまった場合、無償で交換いたします。(年間1回まで)

お問い合わせ先